

○厚生労働省告示第三百七十八号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第
一条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に
基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号)の一部を次
の表のように改正し、令和三年十一月一日から適用する。
令和三年十月二十五日
厚生労働大臣 後藤 茂之
(傍線部分は改正部分)

Table with 4 columns: 改正後, 改正前, 改正後, 改正前. Lists medical conditions and their corresponding codes, such as '家族性低βリポタンパク血症' and '進行性家族性肝内胆汁うっ滞症'.

○厚生労働省告示第三百七十九号
理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和四十一年文部省令第三号)第二条第一項第五号
イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第
一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会を次のように
定める。
令和三年十月二十五日
厚生労働大臣 後藤 茂之

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イ
の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会
(昭和三十九年文部省令第三号)第二条第一項第五号
イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会は、専任教員の職務に必
要な知識及び技能を修得するための講習会であつて、一般社団法人全国リハビリテーション学校協会、
公益社団法人日本理学療法士協会及び一般社団法人日本作業療法士協会が実施するものとする。
○経済産業省告示第二百十八号
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三
十五条の六第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第
一項第一号の規定に基づき、告示する。
令和三年十月二十五日
経済産業大臣 萩生田光一

令和三年十月二十五日
経済産業大臣 萩生田光一

関東東北産業保安監督部管内

Table listing companies and their representatives. Columns include: 氏名又は名称, 代表者の氏名, 住所又は所在地, 認定の種類, 認定年月日. Includes entries for 東京ガスエネルギーギール株式会社 and others.

○国土交通省告示第千三百七十三号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の
規定により、同条の土地を次のとおり指定するの
で、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十
二号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和三年十月二十五日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
相生中沢
二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に在する標柱一号から八号
までを順次結んだ線、標柱八号と九号を平成
二十三年国土交通省告示第三百五十八号で指
定した同号五に掲げる土地の境界線に沿つて
結んだ線、標柱九号から十三号までを順次結
んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲
まれた土地の区域
静岡県浜松市天竜区山東
字大溪 一九七六番一
一九七八番一の五号
一九七八番六
六号から八号まで
見高沢
三 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に在する標柱一号から十号
までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結
んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県賀茂郡河津町見高
字萩久保 一七一番一
一七二番三
五号、六号、九号及び
十号
四 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三沢川
次に掲げる土地に在する標柱一号と二号を
結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線まで
の区間の三沢川の中心線から左岸二十四メー
トル右岸十八メートルまでの土地の区域(昭
和二十三年建設省告示第二十九号で指定した
三沢川に掲げる土地の区域を除く。)
静岡県袋井市山崎
字深谷 五九一四番三三三 一号
字中屋敷 五八三八番一 二号
五九〇二番一四 四号
字船ヶ谷 五九一四番三六七 三号
五 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
うなぎ沢
次に掲げる土地に在する標柱一号から六号
までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結
んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県浜松市天竜区水窪町
奥領家 二三八七番一 一号から三号まで
二二八八番一 四号及び五号
二二八八番三 六号